

## ◆ 条例の制定経過

- 高松市自治基本条例を考える市民フォーラム～みんなでつくり 新高松市の道しるべ～  
自治基本条例について、基礎的な知識を習得し、共通理解の上で条例制定に向けて検討や議論を深めていただくことを目的に、フォーラムを開催しました。
  - ・ 平成20年2月22日 高松市役所にて開催
  - ・ 約250人参加
- 高松市自治基本条例を考える市民委員会  
自治基本条例の制定段階から市民が参画し、市民自ら、主体的に条例に盛り込む内容を検討してもらうため、公募や各種団体代表者など19人の委員で構成する「高松市自治基本条例を考える市民委員会」で熱心に議論いただきました。
  - ・ 会議15回開催（平成20年2月～10月）
  - ・ 平成20年7月25日に「自治基本条例を考えるフォーラム～みんなで高松市の憲法を考えよう～」を開催し、約70人参加
  - ・ 平成20年11月4日に「高松市自治基本条例（仮称）に関する提言書」を市長に提出
- 高松市自治基本条例制定委員会  
市民委員会からの提言を基に、学識経験者など12人の委員で構成する「高松市自治基本条例制定委員会」で、具体的な条例素案を作成いただきました。
  - ・ 会議10回開催（平成20年12月～平成21年9月）
  - ・ 平成21年9月25日に「高松市自治基本条例素案報告書」を市長に提出
- 市民と市長の意見交換会  
制定委員会から提出された条例素案を尊重し、本市としての自治基本条例の考え方を取りまとめ、市民の皆様から御意見をいただくため、市民と市長の意見交換会を開催しました。
  - ・ 意見交換会5回開催（平成21年10月17日～10月27日）
  - ・ 市内5か所で約300人参加（香南公民館、ふれあい福祉センター勝賀、古高松コミュニティセンター、高松市役所、木太コミュニティセンター）
- パブリックコメント  
自治基本条例についてのパブリックコメントを実施し、市民の皆様から御意見をいただきました。
  - ・ 実施期間（平成21年10月15日～11月4日）
- 条例の制定・施行  
平成21年12月の第8回市議会定例会において全会一致で高松市自治基本条例が可決され、市制施行120周年記念日の平成22年2月15日に施行しました。  
詳しい経過などは市ホームページに掲載しています。
- 高松市自治基本条例制定フォーラム～みんなでつくる これからの高松～  
平成22年2月15日 サンポートホール高松にて開催



## 市民主体のまちづくり 高松市自治基本条例

平成22年2月15日発行 高松市政策局政策課  
令和6年4月1日改訂  
〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号  
電話 087-839-2135 FAX 087-839-2125  
E-mail seisaku@city.takamatsu.lg.jp  
ホームページ <https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>

# 市民主体のまちづくり 高松市自治基本条例



高松市



心豊かな文化のかおりあふれる  
市民主体のまちづくり



高松市自治基本条例

# CONTENTS

- 1 高松市自治基本条例前文 ..... 2
- 2 市民主体のまちづくり ..... 3
- 3 条例のポイント ..... 4
- 4 条例の構造 ..... 8
- 5 条文の内容 ..... 9
  - 第1章 総則 ..... 9
  - 第2章 市民、議会及び執行機関の役割と責務 ..... 10
  - 第3章 自治運営の基本的事項 ..... 12
  - 第4章 条例の見直し等 ..... 17



## 1 高松市自治基本条例前文

高松市自治基本条例では、本市の条例としては初めて、前文を置いて、条例の趣旨や目指すべき姿をうたっています。

### ◆前文◆

私たちのまち高松は、多島美を誇る波静かな瀬戸内海や讃岐山脈の山々の自然に恵まれ、県都として、また、四国の中心都市として発展を続けてきました。このまちに住む私たちは、先人たちがたゆまぬ努力によってつくりあげた歴史や地域に根ざした文化、そして自然と調和して生活する知恵が、大切な財産として受け継がれています。

私たちは、豊かな自然と都市機能が調和したこの高松を、「高松市民のねがい」に込められた明るく住みよいまちとして、また、すべての人に基本的人権が保障され、あらゆる分野において、その個性と持てる能力を十分に發揮できるまちとして、さらに、豊かな人間性と創造性をはぐくむ文化を発展させ、生きる喜びと潤いが感じられるまちとして、将来に引き継いでいかなければなりません。

このためには、私たち市民一人一人がまちづくりの担い手であることを自覚して、市政及び地域の課題の解決に積極的に取り組むとともに、市民、議会、行政が適切な役割分担の下、多様な協力関係を構築し、参画と協働のまちづくりを進めていくことが必要です。

私たちはここに、自治の基本理念を共有し、地域の個性や自立性を尊重した活力のあるまちをつくるとともに、心豊かな文化のかおりあふれる市民主体のまちづくりを推進するため、高松市自治基本条例を制定します。

「高松市民のねがい」は、高松市の市制施行90周年の節目の年をきっかけに、“いっそう豊かで明るく住みよい高松”を築きあげようと、市民総ぐるみのまちづくり運動の共同目標・合い言葉として、昭和55年9月25日に制定されたものです。

### 高松市民のねがい

緑明るい栗林公園 濑戸のさざ波呼ぶ屋島  
わたくしたちは 美しい自然と歴史にはぐくまれ  
あすに伸びゆく高松市の市民です  
四国を中心高松市を いっそう明るく住みよいまちにすることは  
わたくしたちみんなのねがいです  
そのため わたくしたちは 誓って次のことにとめます

- 1 自然を愛し 清潔で美しいまちづくり
- 1 人の立場を大切に 迷惑をかけないまちづくり
- 1 家庭を明るく 青少年をのばすまちづくり
- 1 健康なからだと 心にうるおいのあるまちづくり
- 1 働く汗を尊び 力をあわせ 平和で豊かなまちづくり



## 2 市民主体のまちづくり

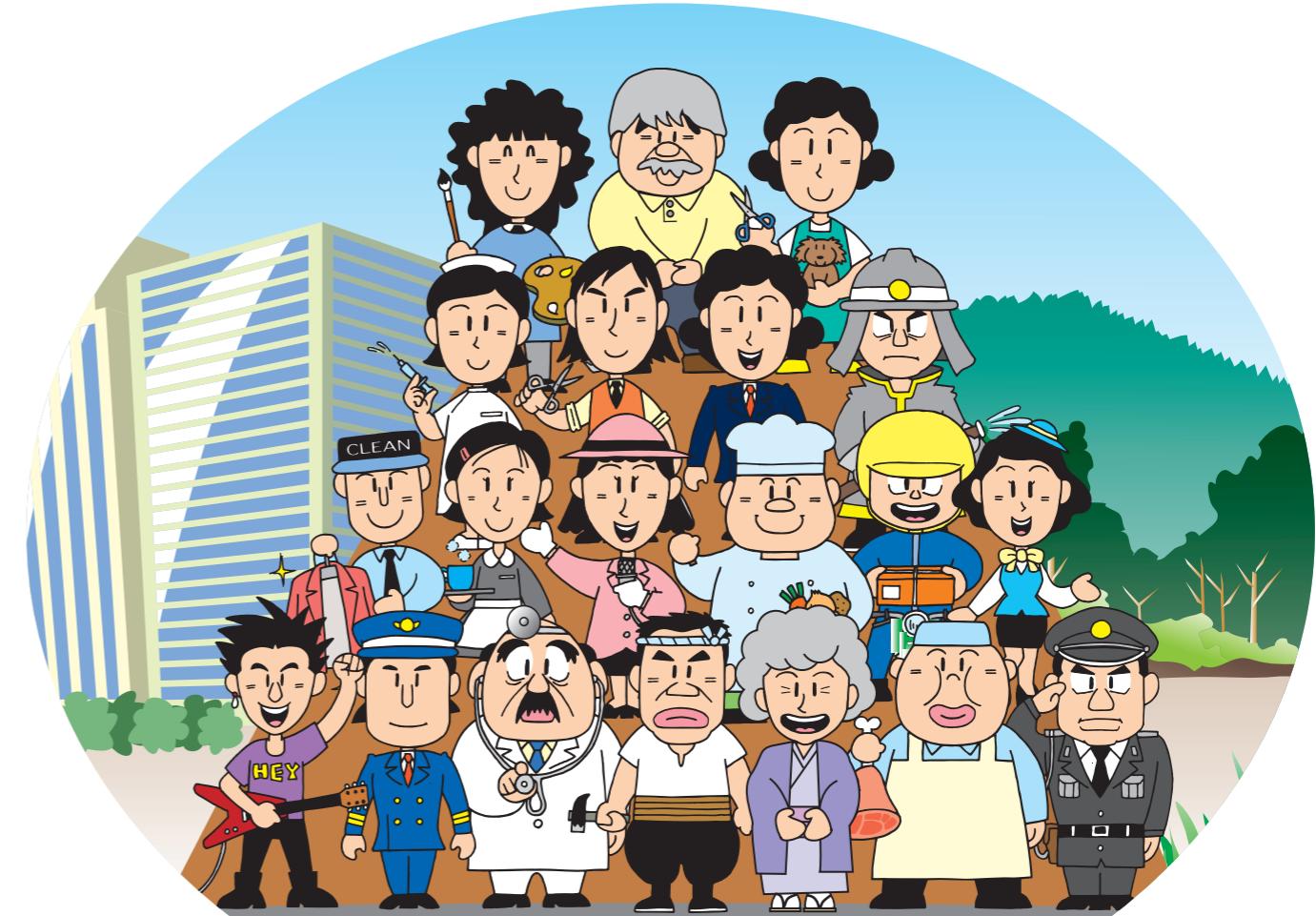
高松市自治基本条例は、高松市の自治の基本理念や自治運営の基本原則など、市民、議会、行政が協力して、まちづくりを進めるための基本的なルールを定めたもので、高松市市制施行120周年記念日の平成22年2月15日に施行しました。

### ●自治基本条例ができるとまちづくりはどうなるの？

自治の担い手である、市民、議会、行政の三者が自治基本条例の趣旨を理解し、連携・協力してまちづくりに取り組むことで、自治が推進されます。

市民が主体的に市政や地域のまちづくりに参画することにより、まちづくりが活性化します。

また、市政に参画しやすい仕組みづくりや情報共有を更に進めることにより、市民の市政への参画や透明性の高い行政運営が進み、市民主体のまちづくりが、一層推進されます。



### 3 条例のポイント

#### 自治の基本原則（第5条）

自治運営を進める上で、市民、議会、行政（執行機関）が共有すべき基本の三原則を明らかにしています。

##### I 情報共有の原則

###### ○ 市民と市が市政に関する情報を共有します

市民は、市が持っている情報を知り、それを活用することによって自らの暮らしを豊かなものにすることができます。市は、請求による情報公開だけではなく、情報を積極的に分かりやすく、適時に市民に提供するよう努めます。

市は、広報紙やホームページを有効に活用し、広く市民に市政に関する情報を提供するとともに、個人の権利利益を守るために、個人情報については適切に取り扱います。



##### II 参画の原則

###### ○ 市政や地域のまちづくりを市民の参画によって進めます

豊かな地域社会をつくるためには、市民が市政に主体的に関わることや、地域のまちづくりに主体的に取り組むことが必要で、市は、市民が市政に参画できる多様な機会を確保するよう努めます。

また、参画を推進するため、重要な政策等を策定するとき、市民からの意見を募る手続（パブリックコメント手続）や、附属機関等の委員の一部を公募により選任します。



##### III 協働の原則

###### ○ 市民と市が対等な立場で、市政や地域の課題の解決に共に取り組みます

市は、協働を推進するための仕組みを整備し、地域コミュニティ協議会や市民活動団体などの市民の自主的な活動を尊重するとともに、その活動に対し、適切な支援を行います。



###### 【参画】とは

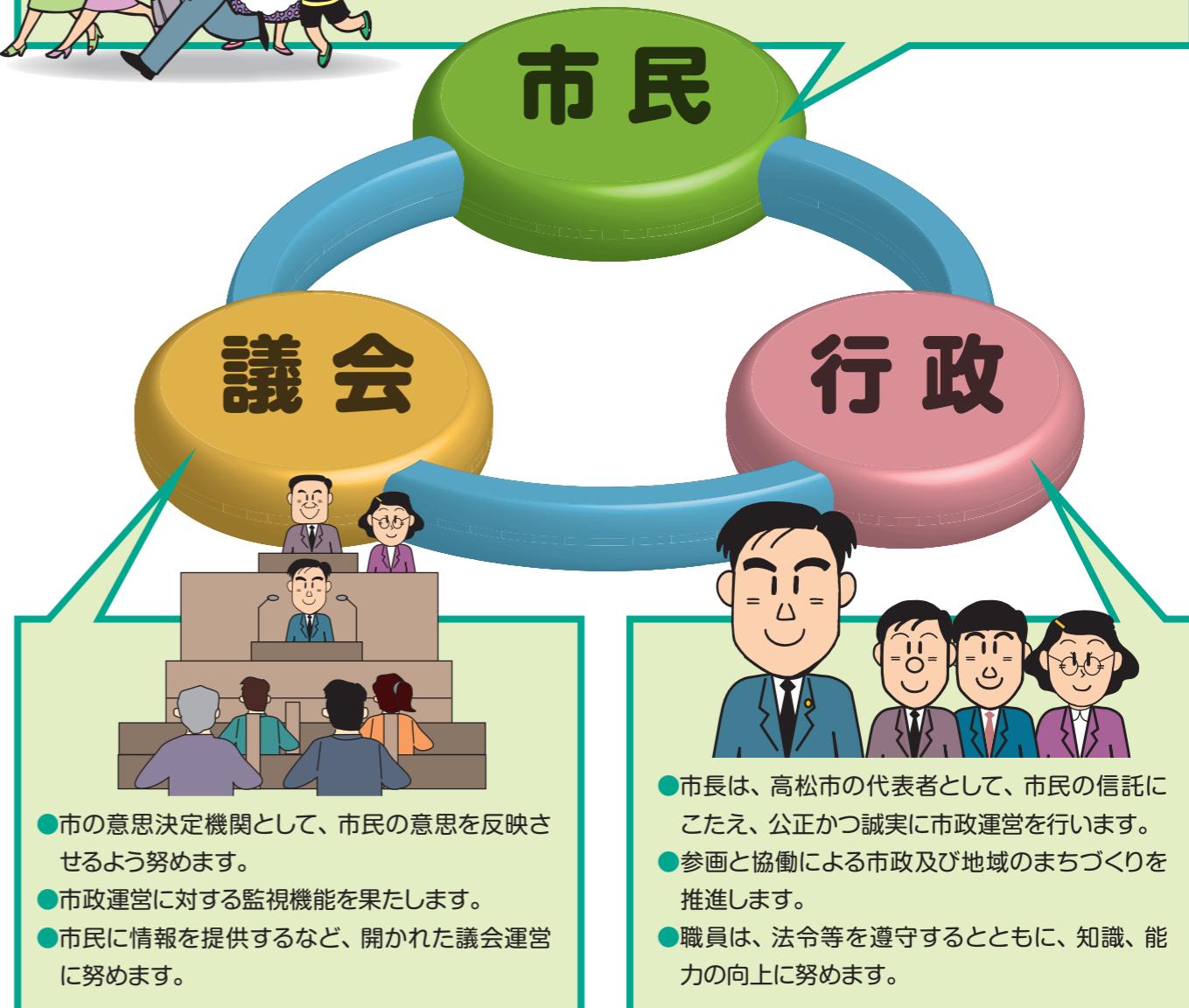
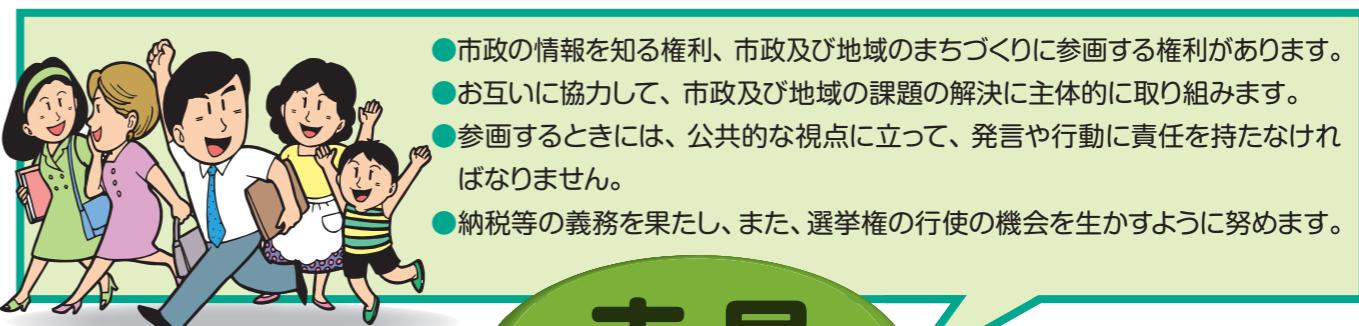
市民が、市の政策等の立案、実施及び評価の各過程や、住みよい地域社会をつくるための地域の課題の解決などに、主体的に関与することをいいます。

###### 【協働】とは

市民と市、また、市民相互が、互いに理解し、対等な立場で、それぞれの責任と社会的役割を踏まえ、共通の目標を達成するために協力・連携しながら共に取り組むことをいいます。

#### 市民、議会、行政の役割と責務（第6条～第13条）

自治の担い手である、市民、議会、行政（執行機関）が、それぞれの役割を果たしながら、まちづくりを進めます。



###### 【市民】とは

高松市に住居を有する個人だけではなく、通勤・通学する個人や、市内で事業や活動を行う個人又はその他の団体をいいます。

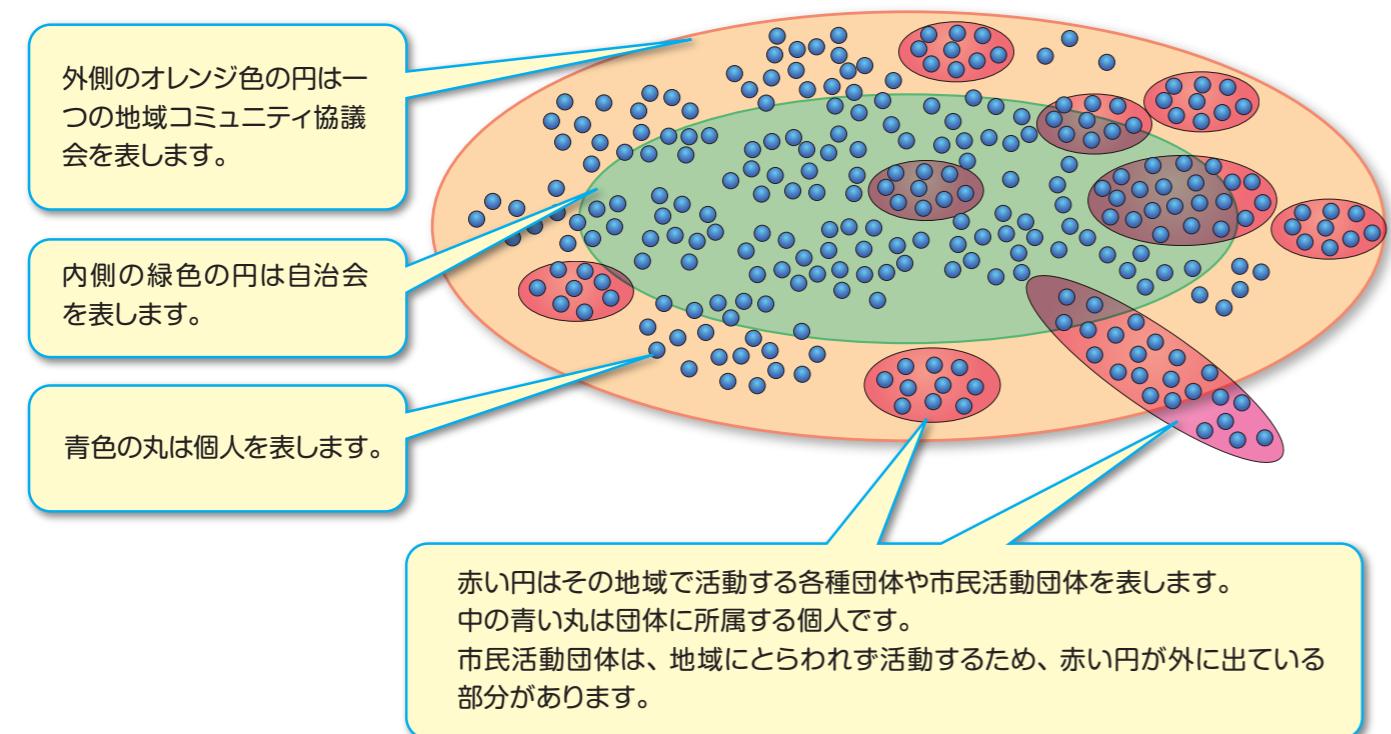
## 地域コミュニティ協議会（第23条）

市民が地域の個性を生かし、自主的、自立的に地域のまちづくりに取り組むため、その地域に住む人や団体などを構成員とし、一つの地域に一つに限り市長が認定する民主的に運営される組織として、地域コミュニティ協議会を設置できると明確に位置付けています。

また、市は、地域コミュニティ協議会の活動を尊重し、適切な支援を行うこととしています。

### 地域コミュニティ協議会の構成イメージ図

※本図は概念的なもので、実際は地域の実情に合わせて、多様な組織・参画形態があります。

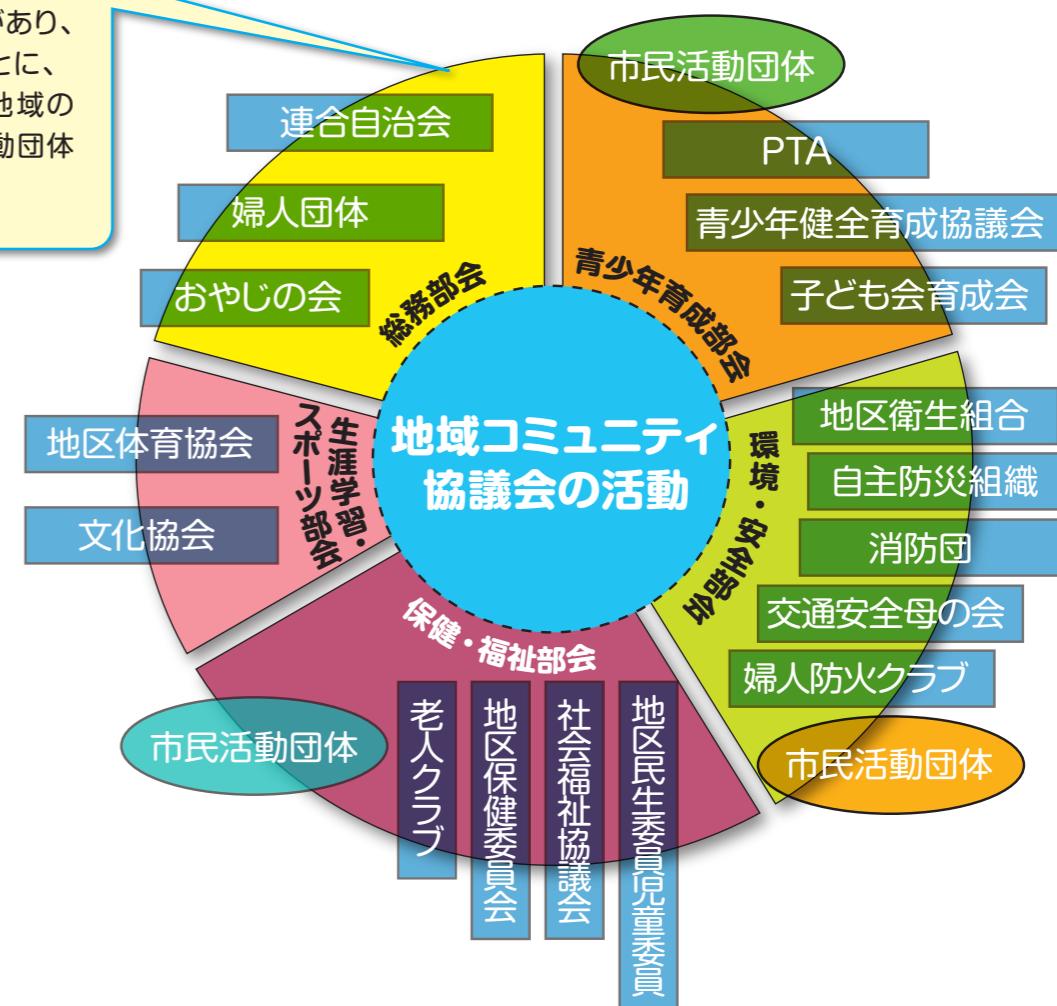


### 地域コミュニティ協議会の活動イメージ図

※本図は概念的なもので、実際は地域の実情に合わせて、多様な活動形態があります。

#### 地域コミュニティ協議会としての活動

いくつかの部会があり、それぞれの部会ごとに、その活動に適した地域の各種団体や市民活動団体が参画しています。



### 地域コミュニティ協議会の活動

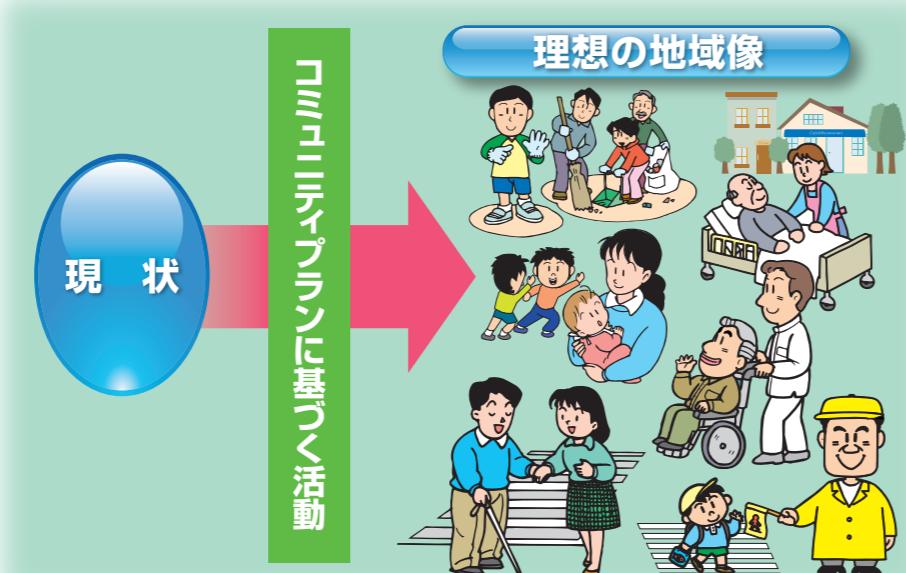
#### まちづくり活動

##### 課題解決型

- ・災害時の対応
- ・安全で安心なまちづくり
- ・地域福祉の充実 など

##### 生活充実型

- ・文化・スポーツ活動
- ・ふれあい交流活動 など



### 地域コミュニティ協議会への支援

#### [組織づくり・人材育成]

- ・地域コミュニティ人材育成事業など  
まちづくり活動の中核を担うリーダーを養成します。

#### [活動拠点づくり]

- ・コミュニティセンター整備など  
活動拠点施設として、計画的にコミュニティセンターを整備します。

#### [運営・活動財源]

- ・地域まちづくり交付金など  
地域の各種団体ごとに交付していた補助金などを一元化し、地域の裁量を生かした個性あるまちづくりを支援します。

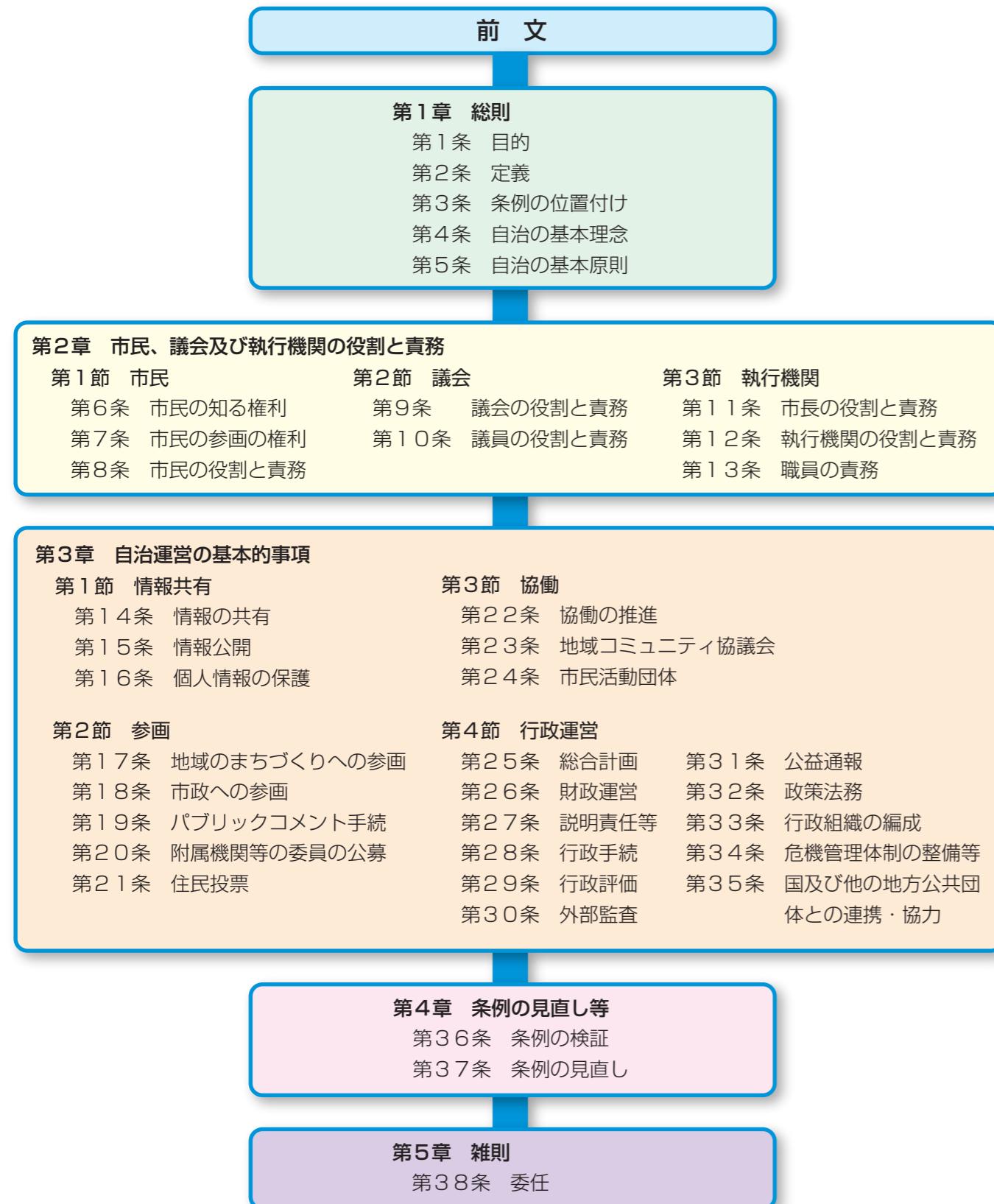
#### [情報(活動情報発信)]

- ・地域コミュニティ協議会ポータル(コミねっと高松)  
地域コミュニティ協議会の情報を発信します。

## 4 条例の構造

高松市自治基本条例は、前文と5つの章、38の条文で構成されています。

自治の担い手である市民、議会、行政の役割や責務を定めるとともに、情報共有、参画、協働の推進のための仕組みの整備や行政運営の基本的な項目などについて明らかにしています。



## 5 条文の内容

### 第1章 総則

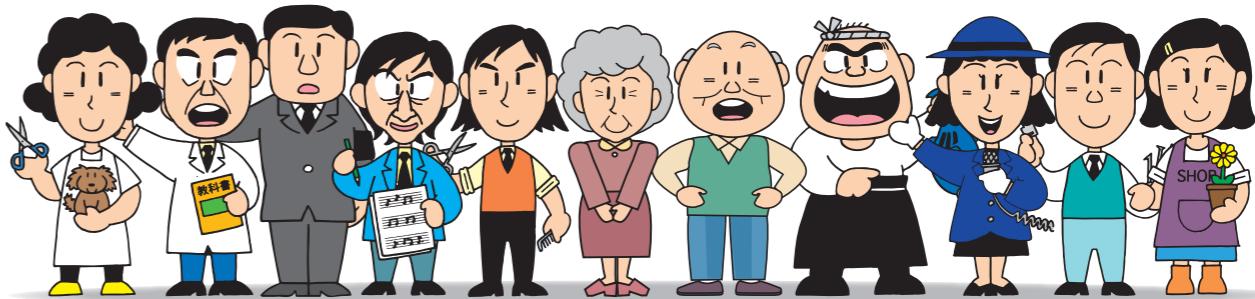
#### ◆ 条例の位置付け（第3条）

自治基本条例は、本市の自治運営を行っていく上での基本となるものです。

この条例を「本市の自治の基本を定めるもの」とし、その趣旨を最大限に尊重し、他の条例や規則等の制定改廃などを行うときには、この条例との整合を図らなくてはなりません。

#### ◆ 自治の基本理念（第4条）

- ・自治の主権者は市民です。
- ・個人の尊厳及び自由が尊重され、かつ、公正で開かれた市政を推進します。
- ・地域の個性及び自立性を尊重した地域のまちづくりを推進します。



#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、高松市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び執行機関の役割と責務並びに参画と協働による自治運営の基本的事項を定めることにより、市民主体の自治の実現を図ることを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内で事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業の管理者をいう。
- (3) 市 議会及び執行機関をいう。
- (4) 地域のまちづくり 市民が住みよい地域社会をつくるために地域の課題の解決に取り組む活動をいう。
- (5) 参画 市民が市政及び地域のまちづくりに主体的に関与することをいう。
- (6) 協働 市民と市が、又は市民相互が、互いを理解し、対等な立場で、それぞれの責任と社会的役割を踏まえ、共通の目的達成のために共に取り組むことをいう。

##### （条例の位置付け）

第3条 この条例は、本市の自治の基本を定めるものであり、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、他の条例、規則等の制定改廃及び解釈運用又は計画等の策定及び変更に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。

##### （自治の基本理念）

第4条 自治の主権者は、市民とする。

2 市は、市民の信託に基づき、個人の尊厳及び自由が尊重され、かつ、公正で開かれた市政を推進するものとする。

3 市民及び市は、地域の個性及び自立性を尊重した地域のまちづくりを推進するものとする。

##### （自治の基本原則）

第5条 市民及び市は、次に掲げる基本原則にのっとり、自治運営を行うものとする。

(1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。

(2) 参画の原則 市民の参画により市政運営及び地域のまちづくりが行われること。

(3) 協働の原則 協働して市政及び地域の課題の解決に当たること。

## 第2章 市民、議会及び執行機関の役割と責務

### ● 市民の権利、役割と責務

#### ◆ 市民の知る権利（第6条）、市民の参画の権利（第7条）



#### ◆ 市民の役割と責務（第8条）

自治の主体として、市政及び地域の課題の解決に主体的に取り組みます。

### まちづくり活動

#### 子どもの安全

ボランティアによる下校時の見守り



#### 環境

地域の清掃活動



### ● 議会・議員の役割と責務

#### ◆ 議会の役割と責務（第9条）、議員の役割と責務（第10条）

議会は、市の意思決定機関として、市民の意思を反映させるよう努めなければなりません。市議会の本会議は、傍聴することができます。

また、市民に議会審議の様子を知つてもらうため、「たかまつ市議会レポート」を発行しているほか、ホームページにおいて本会議の映像や議事録を見ることができます。



#### 第2章 市民、議会及び執行機関の役割と責務

##### 第1節 市民

###### （市民の知る権利）

第6条 市民は、市政に関する情報について、知る権利を有する。（市民の参画の権利）

第7条 市民は、人種、信条、性別、社会的身分等にかかわらず、市政及び地域のまちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、参画に当たっては、その自主性が尊重されるとともに、参画すること又は参画しないことによって不利益な取扱いを受けない。

###### （市民の役割と責務）

第8条 市民は、自治の主体として、地域社会の活性化を図るとともに、市政及び地域の課題の解決に主体的に取り組むものとする。

2 市民は、参画の機会を積極的に活用するよう努めるとともに、参画に当たっては、公共的な視点に立って、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

3 市民は、法令等の定めるところにより納税等の義務を果たすものとし、また、選挙権を有する市民は、その行使の機会を生かすように努めるものとする。

### ● 執行機関の役割と責務

#### ◆ 市長の役割と責務（第11条）

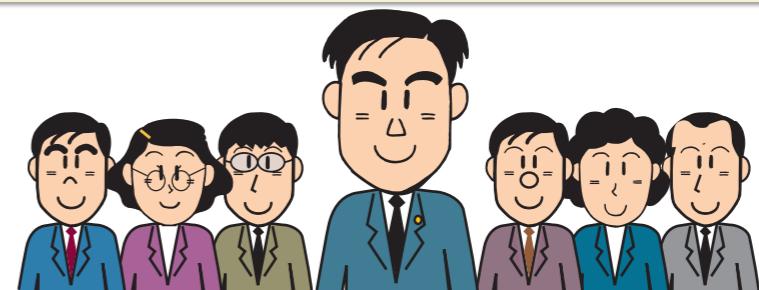
市長は、高松市の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政運営を行わなければなりません。

#### ◆ 執行機関の役割と責務（第12条）

執行機関は、執行機関相互の連携を図りながら、一体として行政運営を行うとともに、参画と協働による市政及び地域のまちづくりを推進します。

##### 【執行機関】とは

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業の管理者をいいます。



#### ◆ 職員の責務（第13条）

職員は、法令等を遵守し、公正、誠実かつ効率的に職務に取り組むとともに、参画と協働による市政及び地域のまちづくりの推進に努めます。



#### 第2節 議会

##### （議会の役割と責務）

第9条 議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であり、市民の意思を市政に反映させるよう努めなければならない。

2 議会は、積極的に調査研究を行うなど政策形成機能の充実を図るとともに、市政運営に対する監視機能としての役割を果たすものとする。

3 議会は、議会活動に関する情報を市民に広く分かりやすく提供するなど、開かれた議会運営に努めなければならない。（議員の役割と責務）

第10条 議員は、前条に規定する議会の役割と責務を十分認識し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 議員は、自己研さんに努めるとともに、地域の課題及び市民の意見を把握し、総合的な視点に立って、市民の信託にこたえるものとする。（職員の責務）

#### 第3節 執行機関

##### （市長の役割と責務）

第11条 市長は、高松市の代表者として、市民の信託にこたえ、市政全体の総合的な調整その他の権限を適正に行使し、公正かつ誠実に市政運営を行わなければならない。

2 市長は、自治の基本理念にのっとり、自治の推進及び市民福祉の向上に必要な施策を講じなければならない。（執行機関の役割と責務）

第12条 執行機関は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行するとともに、執行機関相互の連携を図りながら、一体として行政機能を発揮しなければならない。

2 執行機関は、参画と協働による市政及び地域のまちづくりを推進するものとする。（職員の責務）

第13条 職員は、市民全体のために働く者として、法令、条例、規則等を遵守するとともに、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めなければならない。

3 職員は、職務の遂行に当たっては、参画と協働による市政及び地域のまちづくりの推進に努めるものとする。

## 第3章 自治運営の基本的事項

### ● 情報共有

#### ◆ 情報の共有（第14条）

市民が市政に参画したり、協働するためには、市民と市が情報を共有することが前提となるため、市は、市政に関する情報を提供し、市民との情報の共有に努めなければなりません。

#### ◆ 情報公開（第15条）、個人情報の保護（第16条）

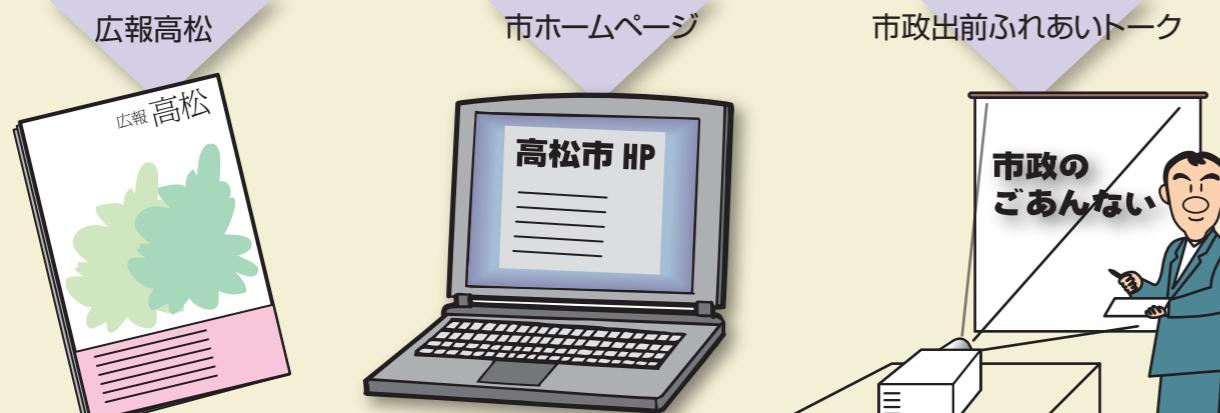
### 情報公開制度

市が保有する情報について、必要なときに公開の請求ができるよう、市役所に情報公開コーナーを設置しています。

行政文書は公開を原則としますが、個人に関する情報など個人の権利利益を侵害する等の情報は、公開できません。



### 市政運営の情報の提供



公開請求があった場合にとどまらず、積極的な情報提供等を進めています。

#### 第3章 自治運営の基本的事項 第1節 情報共有 (情報の共有)

第14条 市は、市政に関する情報を積極的に、分かりやすく、かつ、適時に市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。

2 執行機関は、参画と協働による市政運営に資するため、市民と情報を共有するための仕組みの整備を図らなければならぬ。

#### (情報公開)

第15条 市は、市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるよう、別に条例で定めるところにより、市の保有する情報を原則として公開しなければならない。

#### (個人情報の保護)

第16条 市は、個人の権利利益を保護するため、法令等の定めるところにより、市の保有する個人情報を適正に取り扱うとともに、個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利について、適切な措置を講じなければならない。

### ● 参画

#### ◆ 地域のまちづくりへの参画（第17条）、市政への参画（第18条）

参画には地域のまちづくりへの参画と市政への参画があります。

#### ◆ パブリックコメント手続（第19条）

##### 「パブリックコメント手続」とは

市の重要な政策等の策定の意思決定を行う前に、その政策等の案と関係資料を公表し、案に対する意見を募集することをいいます。

<パブリックコメントの流れ>

政策等の案と資料を公表

それに対する意見・提案を募集

市民等からの意見等提出

意見等を考慮し、政策等（案）の最終決定

意見等概要・政策等（案）の公表



#### ◆ 附属機関等の委員の公募（第20条）

##### 「附属機関等」とは

市民の皆さんのお意見や専門的な立場からの意見等を行政に反映させるために設置する審議会、懇談会、協議会などのことです。

#### ◆ 住民投票（第21条）

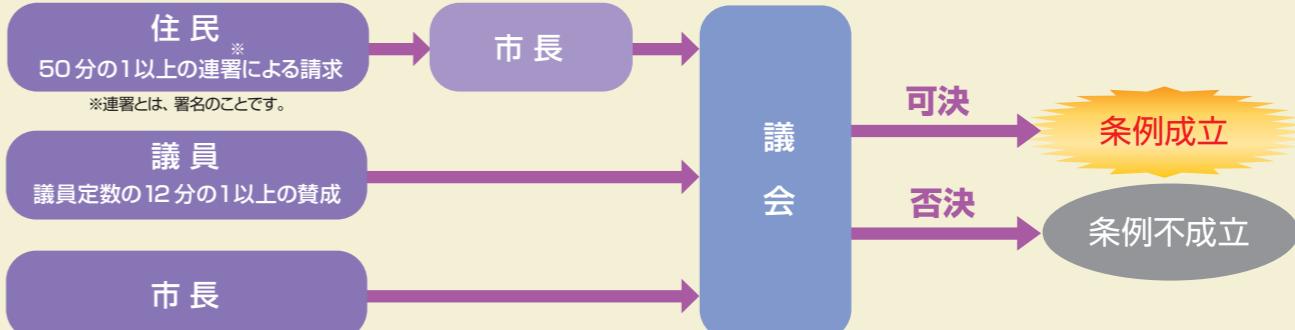
### 住民投票制度

・重要な問題について、住民が直接、意思を示す制度です。

・間接民主制を補完する制度です。

### 住民投票条例ができるまで

具体的な投票の手続、投票資格要件など住民投票の実施に必要な事項は、その都度、条例で定められます。



### 第2節 参画

#### (地域のまちづくりへの参画)

第17条 市民は、自らが地域の自治の担い手であるとの認識の下、互いに助け合い、主体的に地域のまちづくりに取り組むものとする。

#### (市政への参画)

第18条 市は、市民が市政に参画できる多様な機会を確保するとともに、政策等の立案、実施及び評価の各過程において、参画の推進に努めなければならない。

#### (パブリックコメント手続)

第19条 執行機関は、重要な政策等の策定に当たっては、事前にその案を公表して市民から意見を募る手続（次項において「パブリックコメント手続」という。）を行うものとする。

2 執行機関は、パブリックコメント手続により提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表するものとする。  
(附属機関等の委員の公募)

第20条 執行機関は、附属機関等について、その委員の一部を公募により選任するものとする。  
(住民投票)

第21条 市長は、市政に関し特に重要な事案について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。

2 住民投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項は、事案ごとに条例で定める。

3 市は、住民投票の結果を尊重するものとする。

## ● 協働

### ◆ 協働の推進（第22条）

地域社会を構成する市民、議会、行政（執行機関）がお互いを認め合い、それぞれの良さを出し合い、地域社会全体で協力・連携して、様々な課題に取り組むことが不可欠であり、これこそが協働のまちづくりです。

## 協働の一歩は地域を知ることから

**情報収集**  
地域でどんなことをやっているのか、市政や地域にはどのような課題があるのか。  
まずは情報を手に入れることから始まります。  
・広報高松や市のホームページを調べる。  
・議会や審議会などを傍聴する。  
・地域のコミュニティセンターで話を聞く。

**活動してみる**  
高松市を良くするために、皆さんができることがあります。難しく考えず、積極的に活動しましょう。  
・地域コミュニティ協議会の活動に参加する。  
・子育てや環境、まちづくりなど、興味のある市民活動に参加する。

### ◆ 地域コミュニティ協議会（第23条）

市民が地域の個性を生かし、自主的、自立的に地域のまちづくりに取り組むため、その地域に住む人や団体などを構成員とし、一つの地域に一つに限り市長が認定する民主的に運営される組織です。

### ◆ 市民活動団体（第24条）

自発的・主体的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行う団体です。  
社会が抱える問題や課題などを、自らの手で解決しようと、様々な市民活動団体が活動しています。

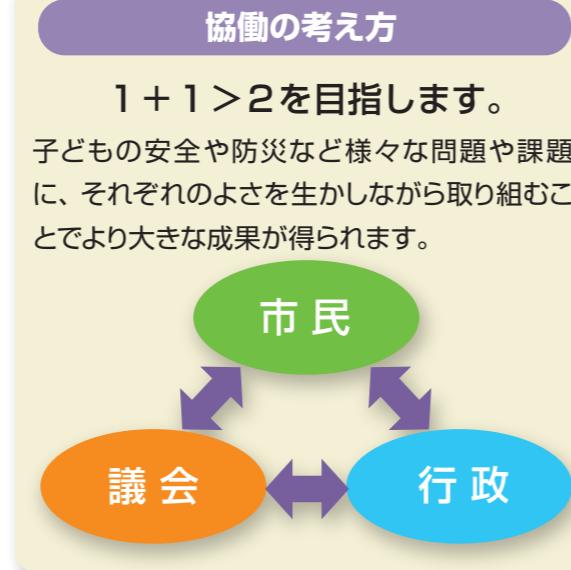


## 第3節 協働 (協働の推進)

第22条 市は、協働を推進するための仕組みを整備するとともに、協働の推進に当たっては、市民の自主的な活動を支援するものとする。この場合において、市の支援は、市民の自主性及び自立性を損なうものであってはならない。  
(地域コミュニティ協議会)

第23条 市は、市民主体の自治を推進するため、次項に規定する地域コミュニティ協議会の活動を尊重し、その活動に対して適切な支援を行うものとする。

- 2 市民は、地域の個性及び自立性を尊重した地域のまちづくりを行うため、地域コミュニティ協議会（共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域に居住する個人及び所在する法人その他の団体を構成員とし、民主的な運営により、地域の課題を解決するために活動する組織で、一の地域につき一に限り市長が認定したもの）を設置することができる。
- 3 地域コミュニティ協議会は、自らの活動に責任を持って、自主的かつ自立的に地域のまちづくりに取り組むものとする。  
(市民活動団体)
- 4 市は、自発的かつ主体的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする市民活動団体の活動を尊重するとともに、その活動に対して適切な支援を行うものとする。



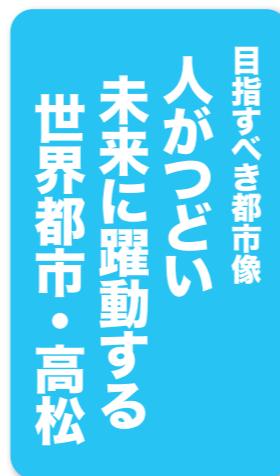
## ● 行政運営

行政運営の主な項目について明らかにしています。

### ◆ 総合計画（第25条）

総合計画は、新たな目標と発展の方向性を定め、高松市の新しいまちづくり及び市政運営の基本方針として策定するものです。市が定める計画の最上位に位置付けられるもので、現在、高松市では、第7次高松市総合計画に沿ってまちづくりを進めています。

## 『第7次高松市総合計画』(令和6年度～令和13年度)



誰もが自分らしく健やかに暮らせるまち

人を育み、多様な生き方が尊重されるまち

魅力ある資源をいかし、都市の活力を創造するまち

安全・安心に暮らせるまち

都市機能と自然が調和し、快適さと利便性を兼ね備えたまち

さまざまな主体がつながり、ともに力を発揮できるまち

### ◆ 財政運営（第26条）

健全な財政運営に努め、市の財政状況に関する情報は、ホームページなどで公表しています。

### ◆ 説明責任等（第27条）

政策等の立案、実施、評価の各過程において、市民に分かりやすく説明するという説明責任を全うすることにより、市政運営の透明性を高めます。

### ◆ 行政手続（第28条）

高松市行政手続条例により定められた処分、行政指導等を行う際の基本的なルールに従い、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図ります。

## 第4節 行政運営

(総合計画)

第25条 市長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るために、総合計画を策定するものとする。

2 市長は、総合計画の策定に当たっては、参画の機会を確保するものとする。

3 執行機関は、総合計画を効果的かつ着実に推進するため、透明性を確保しつつ適切に進行管理を行うとともに、定期的にその進捗状況を市民に公表するものとする。  
(財政運営)

第26条 市長は、長期的な視点から財政収支を十分考慮した予算編成を行うとともに、効率的かつ効果的な政策等の展開を図ることにより、健全な財政運営に努めなければならない。

2 市長は、毎年度の予算及び決算その他の財政状況に関する情報を市民に、分かりやすく公表しなければならない。

3 執行機関は、出資法人（市が資本金、基本金その他これらに準ずるもの）の4分の1以上を出資している法人をいう。に対し、その運営が健全に維持されるよう、適切な指導等を行ふものとする。  
(説明責任等)

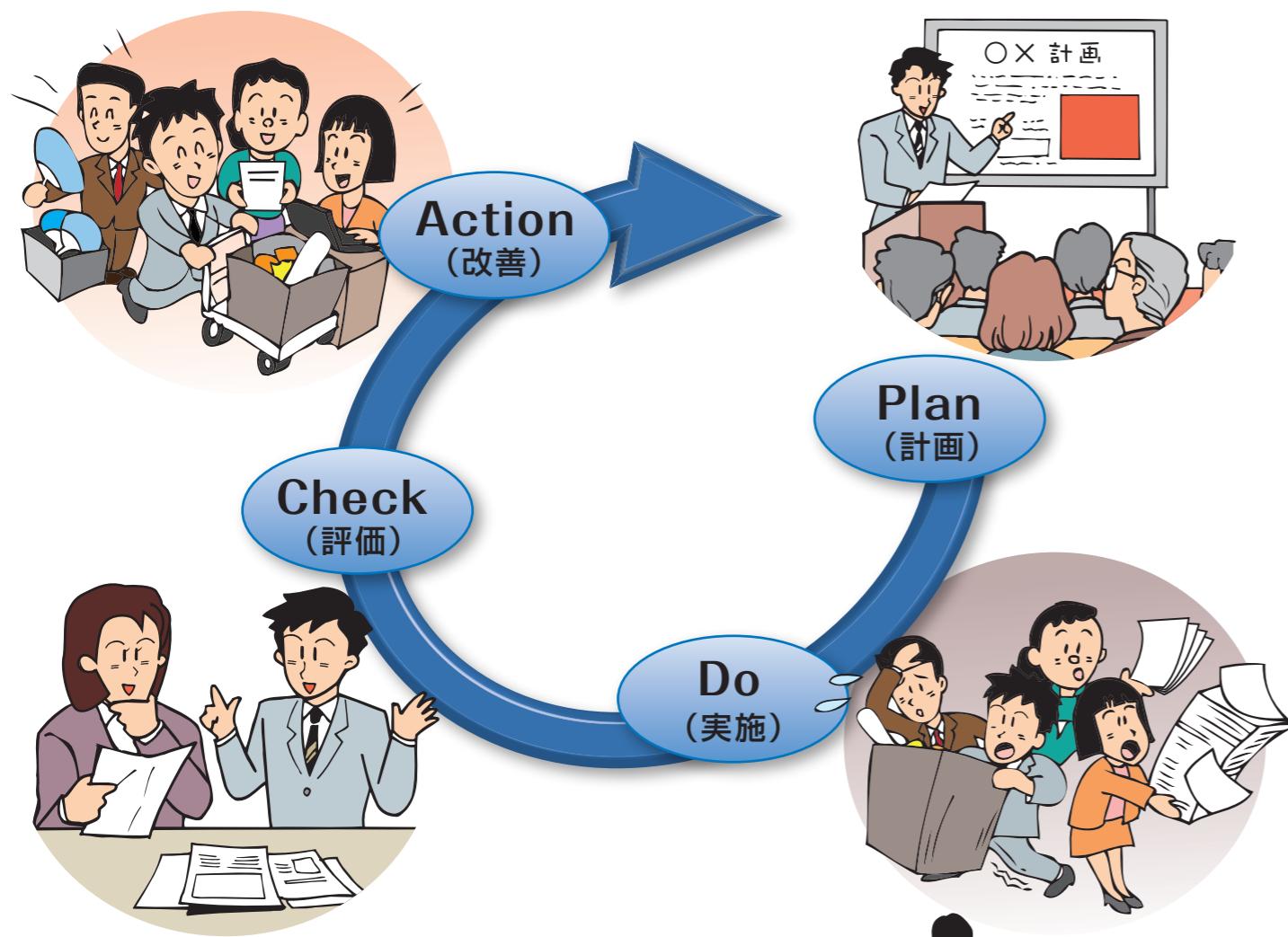
第27条 執行機関は、政策等の立案、実施及び評価の各過程において、市民に分かりやすく説明しなければならない。

2 執行機関は、市民の市政に関する意見、要望、苦情等に対し、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するよう努めなければならない。  
(行政手続)

第28条 執行機関は、市民の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにし、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るものとする。

◆ 行政評価（第29条）

施策や事業等の成果を確かめ、結果を市民に明らかにするとともに、施策や事業等の改善につなげ、効率的・効果的な市政運営を行うため、行政評価を実施します。



◆ 外部監査（第30条）

外部の専門家が、公金が適正に使われているか、財務に関する事務の執行などについて、福祉の増進に寄与し、効率的・能率的に行われているかを監査するものです。



（行政評価）

第29条 執行機関は、施策、事業等の成果を市民に明らかにし、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価を実施するものとする。この場合において、執行機関は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。

2 執行機関は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、施策、事業等に適切に反映するよう努めるものとする。

（外部監査）

第30条 市長は、適正で効果的な市政運営を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、外部監査人と外部監査契約を締結し、外部監査を実施するものとする。

（公益通報）

第31条 執行機関は、市政の適法かつ公正な運営を確保するため、市政運営に係る違法な行為について職員から行われる通報を受ける体制を整備するとともに、通報を行った職員が、通報により不利益を受けないよう必要な措置を講じなければならない。

（政策法務）

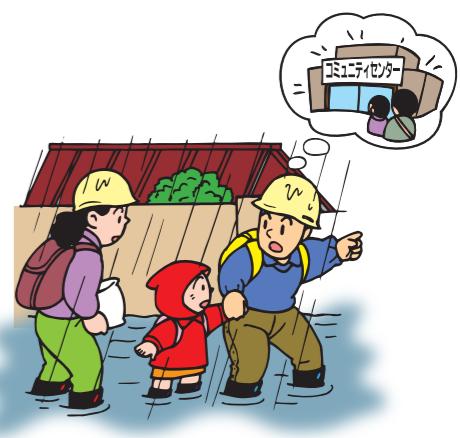
第32条 市は、市政の課題に対応した自主的な政策等を実行するため、地方公共団体に関する法令の規定について、地方自治の本旨に基づき、これを解釈するとともに、条例、規則等の整備を積極的に行うものとする。

（行政組織の編成）

第33条 執行機関は、市民に分かりやすく、機動的かつ効率的な市政運営が可能となるよう組織の編成を行うとともに、組織の横断的な調整を図るものとする。

◆ 危機管理体制の整備等（第34条）

市民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に生活できるよう、市民、関係団体等と連携・協力を図りながら、危機管理体制を整備します。



◆ 国及び他の地方公共団体との連携・協力（第35条）

国や香川県とは上下関係ではなく、対等の関係にあります。適切に役割分担をして、その他の市町村とも連携・協力しながら、共通する課題の解決に努めなければなりません。

## 第4章 条例の見直し等

◆ 条例の検証（第36条）

この条例に基づいて、市民参画や市民と市との協働が進められているかなど、自治運営の状況を把握し、検証するため、「高松市自治推進審議会」を設置します。この審議会は、学識経験者や、公募などによる、10人以内の委員で構成されます。



◆ 条例の見直し（第37条）

自治体を取り巻く状況は、刻々と変化します。そのため、この条例について、議員や市長の任期である4年を超えない期間ごとに検討し、必要に応じて見直しを行います。

（危機管理体制の整備等）

第34条 市は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制を整備するとともに、その対応に当たっては、市民、関係団体等との連携・協力を図るものとする。

（国及び他の地方公共団体との連携・協力）

第35条 市は、国及び他の地方公共団体と連携・協力して、共通する課題の解決に努めなければならない。

第4章 条例の見直し等

（条例の検証）

第37条 市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行う等の必要な措置を講ずるものとする。

第5章 雜則

（委任）

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成22年2月15日から施行する。

附 則（平成25年9月27日条例第41号）

この条例は、交付の日から施行する。

附 則（令和4年12月27日条例第37号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。